

1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康を保持増進するための実践力の育成【保健】

- ◎ **保健学習**においては習得した知識を活用する学習活動を積極的に取り入れる、**保健指導**においては集団での話し合いを通して個人の目標を自己決定する学習を設定するなど、**各教科等**の**特質に応じた指導の工夫**に努める。
- 「性に関する指導」については、**県版「性に関する指導の手引」**を活用し、子どもの発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に指導する。
※ 性に関する指導の手引き（平成24年9月 福島県教育委員会）
- 「**薬物乱用防止教室**」については、関係機関の専門家や学校薬剤師との連携を図り、**中学校**においては学校保健計画に**年1回以上開催**するよう位置付ける。小学校においても、地域の実情に応じて開催に努める。



2 健康相談・個別指導の充実【保健】

- 子どもの健康課題（特に**肥満傾向の解消**）に向けて教職員間の共通理解を図り、養護教諭と担任等が相互に連携して、組織的に健康相談・個別指導を行い、**個に応じたきめ細かな指導**の充実に努める。
- 県の健康課題（「肥満」「う歯」「こころ・性」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び学校医等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。

3 危険を予測し、回避する能力の育成【安全】

- 学校生活における事件・事故、交通事故や自然災害の原因等について分析し、**身の回りの危険を予測し、回避するための適切な行動**がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入れる。
- 学校の実情に応じ、**関係機関等と連携した安全教室や防災訓練等を実施**するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。

4 「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」の育成【食育・学校給食】

- 子どもの食育の課題を把握し、食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、**家庭や地域との連携を図った食育の推進体制**を確立する。
- **栄養教諭・学校栄養職員等の専門性**を授業等に積極的に取り入れ、実践事例集を活用し、食に関する指導の充実を図る。また、食に関わる体験活動やP T A事業（給食試食会・講演会等）を行い、家庭や地域、関係機関との連携に努める。
- 給食の時間については、地場産物の活用など**学校給食を生きた教材**として活用し、教科等における指導内容との関連を図りながら、年間を通じて計画的、継続的に指導する。